

刑事手続の構造改革

— その理念と課題

葛野尋之

1 本稿の課題

法制審・新時代の刑事司法制度特別部会（以下、特別部会）は、2011年6月29日に始まった審議の中間総括として、2013年1月29日の第19回会議において、「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（以下、「基本構想」）を取り纏めた。その後、二つの作業分科会が、「基本構想」に沿って具体的検討を進めている。「基本構想」は、1月18日の第18回会議において示された「基本構想（部会長試案）」¹⁾に対して、多くの委員から批判と修正要求がなされたことを踏まえ、それに一定の修正を施したものである²⁾。「基本構想」は、具体的検討課題として、取調べの録音・録画の制度化、証拠開示における一覧表開示を提示しており、これらは刑事手続のあり方に大きなインパクトを与えようであろう。しかしなお、取調べ適正化において不十分さを残す一方、捜査・訴追権限の拡大・強化に傾斜しているとの批判もみられる³⁾。

過去10年間、刑事手続は、被疑者国選弁護人制度、段階的証拠開示制度を含む公判前整理手続、裁判員制度、被害者参加人制度など、大規模な制度改革を経験してきた。「核心司法」に向けての公判審理の変化はたしかである。他方、虚偽自白・供述による冤罪事件がなおも続き、捜査・訴追における検察官の「有罪獲得至上主義」的姿勢が社会的批判を受けた。現在、刑事手続は「新時代」に向かって、さらなる改革を具体化しよう

としている。それは、刑事手続の構造改革にまで及ぶ可能性を有している。

新時代の刑事手続を構築するうえで、真の改革課題はなにか。その改革を指導する理念はなにか。本稿は、これらを明らかにするために、「基本構想」を検討する。「基本構想」において指摘された、公判中心主義の後退と捜査の裁判支配、虚偽自白と誤判、手続の適正さの弛緩という取調べと供述調書への強度の依存に起因する「ひずみ」は、「真相解明」目的に傾斜した刑事手続の構造的あり方としての精密司法に内在する構造的な問題であって、それらを解消するためには、憲法の適正手続主義に立脚して、刑事手続の構造改革を進めなければならないことを論じる。

2 法制審特別部会「基本構想」の位置

(1) 検察の在り方検討会議

特別部会は、「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について御意見を承りたい」とする2011年5月18日の法務大臣諮問を受けて、法制審内に設置されたものである。この諮問はもとも、大阪地検特捜部による厚労省元局長無罪事件、主任検察官による証拠隠滅事件、上司であった大阪地検特捜部長・副部長による犯人隠避事件を受けて設置され

た検察の在り方検討会議（以下、検討会議）の提言『検察の再生に向けて』が「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するため、直ちに、国民の声と関係機関を含む専門家の知見とを反映しつつ十分な検討を行う場を設け、検討を開始すべきである」としたことに応えたものであった³⁾。

検討会議の提言は、検察の役割・使命と検察官の倫理、人事・教育、組織とチェック体制、捜査・公判の在り方にわたるものであった。虚偽自白と冤罪の防止策として焦点を合わせたのは、取調べの可視化であった。しかし、警察・検察出身の委員などの頑強な反対もあって、結局、運用および法制度を通じての拡大を求めたにとどまり、録音・録画の具体的制度を提案するには至らなかった。

他方、提言は、虚偽自白を生む過度の追及的・誘導的取調べの背景には、「極端な取調べ・供述調書偏重の風潮」があったとし、この点こそが「本質的・根源的な問題」とであると指摘した。そして、刑事司法を取り巻く環境や人権意識、社会状況の変化のなかで、「『密室』における追及的な取調べと供述調書に過度に依存した捜査・公判」を維持することはもはやできないとしたうえで、「抜本的・構造的な改革として、追及的な取調べによらずに供述や客観的証拠を収集できる仕組みを早急に整備し、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判から脱却するよう、その在り方を改めていかなければならない」とした。

(2) 特別部会「基本構想」

特別部会は、2012年3月16日の第8回会議において論点整理を行い、取調べの録音・録画を数ある論点の一つとして位置づけたうえで、以後、捜査、公判にわたる幅広い論点について検討を進めてきた。「基本構想」はその中間的とりまとめである。

「基本構想」は、第1「はじめに」において、審議経過や今後の進め方について述べ、第2において、問題の所在とその解決に向けた検討の基本

姿勢を提示した。第3においては、「取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段を適正化・多様化するための方策」として、取調べの録音・録画制度、刑の減免、協議・合意制度および刑事免責制度、通信・会話傍受、被疑者・被告人の身柄拘束の在り方、弁護人の援助の充実化について検討した後、「供述調書への過度の依存を改め、より充実した公判審理を実現するための方策」として、証拠開示制度、被害者・証人支援策の拡充、公判廷頭出証拠の真正性を担保する方策、自白事件の簡易迅速な処理手続をとりあげた。「基本構想」は、これらの諸課題を、特別部会において優先的に具体的検討を行う事項、必要に応じ検討する事項、別の機会に検討されるべき事項に区別・整理した。

3 「基本構想」総論

「基本構想」の第2「時代に即した新たな刑事司法制度を構築するに当たっての検討指針」は、その総論にあたる部分である。ここにおいて、基本構想は、これまで「捜査機関は、被疑者及び事件関係者の取調べを通じて、事案を綿密に解明することを目指し、詳細な供述を収集してこれを供述調書に録取し、それが公判における有力な証拠として活用されてきた」ことを指摘し、このような運用は、「事案の真相究明と真犯人の適正な処罰を求める国民」の支持・信頼を集めてきたとする一方、戦後一貫してこのような運用が定着するなかで、日本の刑事司法が「諸外国に類を見ない独自の姿」を現し、「それに伴うひずみ」も明らかになったとした。

「基本構想」によれば、その「ひずみ」とは、「取調べ及び供述調書への過度の依存」であって、それが「本来公判廷で事実が明らかにされるべき刑事司法の姿を変容させ、取調べを通じて作成された供述調書がそのまま公判廷でも主要な証拠として重視される状況を現出させ、刑事裁判の帰すうが事実上捜査段階で決着する事態となっている」とされた。しかも、「取調べ及び供述調書に余りにも多くを依存してきた結果」、

1) 「基本構想」を含め、特別部会の議事録および配付資料については、<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500012.html>。
2) 「特集・適正手続を冒す『新時代の基本構想』——法制審特別部会の中間とりまとめ」法と民主主義477号（2013年）参照。

3) 検討会議の提言を含め、その議事録および配付資料については、http://www.moj.go.jp/kentou/jimu/kentou01_00001.html。提言について、「(座談会) 検察改革と新しい刑事司法制度の展望」ジュリスト1429号（2011年）、「市民集案『検察の在り方検討会議の提言を受けて』自由と正義63巻2号（2012年）参照。